

# 令和8年度さいたま市国民健康保険 特定健康診査等受診率向上対策業務 企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項に御留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課 保健事業係
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (さいたま市役所2階)
TEL	048-829-1277
メールアドレス	kokuho-nenkin@city.saitama.lg.jp

## 1 業務の目的及び概要

「令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)を参照してください。

## 2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

## 3 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならぬものとします。

- (1) 令和8年1月19日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、大分類「その他の業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 令和8年1月19日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと
- (7) 人口30万人以上の地方公共団体において、特定健康診査の受診勧奨の業務実績及

び受診率向上実績がある者であること。

#### 4 資料及びその交付方法

##### (1) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（様式1～6）

##### (2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和8年度さいたま市国民健康保険特定健診査等受診率向上対策業務 企画提案の募集について】

##### (3) 交付期間 「別表2 企画提案実施スケジュール」のとおり

##### (4) その他

ア (1)～(4)の資料は、本件以外で使用することはできません。

イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。

##### (ア) さいたま市契約規則

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】

##### (イ) さいたま市業務委託契約基準約款

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

#### 5 説明会

##### (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。

##### (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、**7 質問及び回答**を参照してください。

#### 6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

##### (1) 提出書類

「別表1 各種様式」中の「様式1 参加意思表明書」及び「様式2 実績書」

##### (2) 提出方法

ア ファイル転送サービスでの提出のみとします。

イ ファイル転送サービスの利用にあたっては、本市から提出用のURLを通知し、そ

の URL にアクセスして提出する必要があります。以下の手順に沿って、提出をお願いします。

① 1 ページに記載の業務主管課（問合せ先及び提出先）のメールアドレスに利用依頼の旨をお知らせください。電子メールの標題は「ファイル転送サービス利用依頼【参加意思表明書及び実績書・（提案者名）】さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務」としてください。

② 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

③ 受理したメールに対し、ファイル転送サービスでのアップロード用の URL をメール本文に記載し、返信します。

④ 本市からのメール到達後、URL にアクセスし、記載のログイン ID、パスワードを入力して提出資料のアップロードを行ってください。

⑤ アップロード後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

ウ 「様式 1 参加意思表明書」及び「様式 2 実績書」については、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）アップロードしてください。人口 30 万人以上の方公共団体において、特定健康診査の受診勧奨業務に係る契約を締結し、履行した実績を証明する書類については、PDF ファイルでアップロードしてください。

なお、提出する書類にパスワードを設定する場合は、ファイルごとに設定してください。受理できないおそれがあるため、複数の書類を ZIP ファイルで一つにし、パスワードを設定した状態でのアップロードは行わないでください。設定したパスワードは、別途 1 ページに記載の業務主管課（問合せ先及び提出先）のメールアドレスに通知してください。

エ セキュリティの関係上、提出書類以外のデータの添付を禁じます。

### (3) 参加意思表明書等の受理

提出された参加意思表明書等に内容の不備がなく正式に受理できた場合、電子メールで受理した旨を、6(2)イ①でご連絡いただいたメールアドレス宛に連絡します。電子メールの表題は、「参加意思表明書等受理（さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務）」とします。受理できなかった場合、電子メール又は電話で内容確認の連絡をいたします。

### (4) 提出期限

「別表 2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。なお、提出書類をアップロードしてから、業務主管課が提出書類の到達を確認できるまでに時間を要する場合がございますので、期限に余裕をもったご提出をお願いいたします。

### (5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和 8 年 2 月 5 日付けで発送する予定です。

なお、参加申込者が 4 者以上の場合は、「別表 1 各種様式」中の「様式 2 実績書」

に記載の受診勧奨業務の実績により審査を実施し、上位3者を選定します。

## 7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

### (1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

### (2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、**4 資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「様式3 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・(提案者名)】令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもありますが、質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

### (3) 質問の提出先

1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

### (4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和8年2月6日までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務 企画提案の募集について】

## 8 企画提案書等

### (1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されてい

る提案項目の順番で提案書を作成してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

(ア) ファイル転送サービスでの提出のみとします。

(イ) ファイル転送サービスの利用にあたっては、本市から提出用のURLを通知し、そのURLにアクセスして提出する必要があります。以下の手順に沿って、提出をお願いします。

① 1ページに記載の業務主管課（問合せ先及び提出先）のメールアドレスに利用依頼の旨をお知らせください。電子メールの標題は「ファイル転送サービス利用依頼【企画提案書等・（提案者名）】さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務」としてください。

② 電子メール送信後、1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

③ 受理したメールに対し、ファイル転送サービスでのアップロード用のURLをメール本文に記載し、返信します。

④ 本市からのメール到達後、URLにアクセスし、記載のログインID、パスワードを入力して提出資料のアップロードを行ってください。

⑤ アップロード後、1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

(ウ) 企画提案書等の提出については、PDFに加工してアップロードしてください。

なお、提出する書類にパスワードを設定する場合は、ファイルごとに設定してください。受理できないおそれがあるため、複数の書類をZIPファイルで一つにし、パスワードを設定した状態でのアップロードは行わないでください。設定したパスワードは、別途1ページに記載の業務主管課（問合せ先及び提出先）のメールアドレスに通知してください。

(エ) セキュリティの関係上、提出書類以外のデータの添付を禁じます。

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。なお、提出書類をアップロードしてから、業務主管課が提出書類の到達を確認できるまでに時間を要する場合がございますので、期限に余裕をもったご提出をお願いいたします。

(3) 企画提案書等の受理

ア 提出された企画提案書等に内容の不備がなく正式に受理できた場合、電子メールで受理した旨を、8(2)イ(イ)①でご連絡いただいたメールアドレス宛に連絡します。

電子メールの表題は、「企画提案書等受理（さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務）」とします。受理できなかった場合、電子メール又は電話で内容確認の連絡をいたします。

- イ 11 提案者の失格 に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。  
ウ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。  
エ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

- ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。  
イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。  
ウ 提出された企画提案書等は、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、追加・差替えができることとします。  
エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

## 9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

なお、やむを得ない理由によりプレゼンテーションを辞退する場合は、プレゼンテーションの前日までに「様式5 辞退届」を提出してください。

(1) 実施日時・場所

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。なお、実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

4名以内とします。

イ 説明時間

20分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を20分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。また、見積書以上に別途予算のかかるオプションの提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（HDMIケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

## 10 審査・選定

### (1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

### (2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。ただし、優先交渉権者と契約締結に至らないと本市が判断した場合、次順位の者に変更することがあります。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

### (3) 審査結果の通知

#### ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

#### イ 通知方法

電子メールで各提案者に通知します。電子メールの表題は「プロポーザル審査結果通知書（さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務）」とします。

## 11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) **3 参加資格**に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えていいる場合
- (5) 見積書以上に別途予算のかかるオプションの提案があった場合
- (6) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合
- (7) プrezentationに参加しなかった場合

## 12 その他

令和8年度予算が議会で否決された場合は、本業務に係る企画提案及び選定等は無効といたします。

別表1 各種様式

様式番号	様式名
様式1	参加意思表明書
様式2	実績書
様式3	質問書
様式4	企画提案書表紙
様式5	辞退届
様式6	見積書

別表2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和8年1月19日（月）
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間（「4 資料及びその交付方法」参照）
令和8年1月19日（月）から令和8年2月3日（火）まで
・さいたま市ホームページからダウンロード（詳細は4(2)に記載）
参加意思表明書受付期間（「6 参加意思の表明手続き」参照）
令和8年1月19日（月）から令和8年2月3日（火）まで
・ファイル転送サービスでのみ受け付ける。「様式1 参加意思表明書」、「様式2 実績書」を用いること
参加資格の確認通知（「6 参加意思の表明手続き」参照）
令和8年2月5日（木）付けで通知予定
・郵送により通知
質問受付期間（「7 質問及び回答」参照）
令和8年1月19日（月）から令和8年2月3日（火）まで
・電子メールでのみ受け付ける。「様式3 質問書」を用いること
・回答は令和8年2月6日（金）までにさいたま市ホームページに掲載予定
企画提案書等受付期間（「8 企画提案書等」参照）
令和8年2月6日（金）から令和8年2月17日（火）まで
・ファイル転送サービスでのみ受け付ける。 「様式4 企画提案書表紙」（目次、本文は任意書式）を用いること。
プレゼンテーション（「9 プrezentation」参照）
令和8年3月6日（金）実施予定
・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知（「10 審査・選定」参照）
令和8年3月下旬に通知予定
・電子メールで送信
契約
令和8年4月上旬頃を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要領本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

注3：本件にかかる書類の受付について、委託者の責めに帰すべき事由により、受付期間内に提出できない場合は、受付期間の変更を行うこととします。

別表3 提出書類一覧

No.	書類名	提出期限	提出方法
1	参加意思表明書（様式1）	令和8年 2月3日 (火) 午後4時	
2	実績書（様式2）		
3	企画提案書（表紙は様式4、目次、本文は任意書式） <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。</li> <li>・別表4の提案項目に沿った目次を作成すること。</li> <li>・表紙、目次を除き20ページ以内、A4で作成し、ページ番号を付すこと。</li> <li>・目次、本文は横向きで作成すること。</li> <li>・フォントは10.5pt以上とすること。</li> <li>・「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案項目の順番で提案書を作成すること。</li> <li>・勧奨通知のサンプルデータを提出する場合は、10種類までとする。</li> <li>・表紙、目次、本文を1つのファイルに統合し、PDFファイルで提出すること。</li> </ul>	令和8年 2月17日 (火) 午後4時	ファイル転送サービス
4	見積書（様式6） <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積もった金額を記載のうえ、消費税等の取扱い（税込・免税）も明記すること。</li> <li>・免税事業者の場合、免税事業者届出書を添付すること。</li> </ul>		

別表4 企画提案内容及び審査の視点

※企画提案書は、審査の視点及び提案内容を含む内容で作成すること。

提案項目	上段：審査の視点	配点
	下段：提案内容	
1 業務理解		
業務への理解	事業の目的及び現状と課題の理解 業務の目的、受診率の経緯の理解、若年層や行政区別等の課題の分析	40
2 業務内容		
(1)対象者分析 ※要求水準書 6(2)ア	勧奨対象者の分析及び対象者抽出 ・勧奨対象者の分析方法（レセプトデータ等） ・文書・電話・SMS ごとの対象者分けの方法	60
(2)文書勧奨 ※要求水準書 6(2)イ	勧奨通知物の内容やデザインの工夫 ・ナッジ理論などの根拠に基づき対象者ごとに工夫された通知内容、勧奨件数と勧奨回数 ・見てみたくなるデザインや品位	100
(3)電話勧奨 ※要求水準書 6(2)イ	電話勧奨の時期、手法、オペレーターの熟練度・健診についての知識、トラブル発生時の体制 ・分析された対象者ごとの勧奨内容 ・勧奨件数 ・勧奨の時間設定 ・オペレーターの研修やサポート体制、エスカレーションに対するマニュアル	20
(4)SMS 勧奨 ※要求水準書 6(2)ウ	対象者の抽出や勧奨の文面の工夫 ・勧奨タイミング（全体、対象者ごとの考え方） ・勧奨件数と勧奨回数	60
(5)特定健康診査の web 案内ページ ※要求水準書 6(2)エ	web 案内ページの作成 ・案内ページの作成内容 ・SMS 勧奨等との連携	30
(6)勧奨業務等全般 への提案 ※要求水準書 6(3)ア	関係各課と連携した受診率向上の提案 ・健診実施体制（行政組織や医師会等）の理解 ・区役所保険年金課や保健センター業務についての業務協力、勉強会や研修等の提案	20
(7)新たな提案	既存事業の他に受診率向上策についての新たな提案 ・新たな勧奨方法やツールの提案がある。 ・若年層に向けての具体的な提案がある。	60

3 効果分析		
効果分析	<p>効果分析の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証のための評価項目内容</li> <li>・具体的な分析方法の内容</li> <li>・職員が理解しやすい内容の工夫</li> </ul>	60
4 実施体制等		
(1)実施体制	<p>業務を的確・迅速に実施するための人員配置・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な理論やデータ分析ができる職員配置</li> <li>・有識者（医師等）と相談できる体制</li> </ul>	20
(2)業務スケジュール	<p>業務の実現性が確保されたスケジュール、プロジェクト管理の手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診期間、職員の負担を考慮したスケジュールの提案</li> </ul>	20
(3)セキュリティ	<p>個人情報等の情報管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態が発生した場合の体制、対応</li> <li>・コンプライアンスについての取組</li> <li>・データの受け渡し、保管体制、データの抹消方法</li> </ul>	20
合 計		510

提案者の実績※ 1		
市町村国保での実績	<p>市町村国民健康保険特定健康診査の受診勧奨実績があり、かつ受診率向上の実績があるか。</p> <p>※勧奨実施前後の令和4年度から令和6年度における公表されている法定報告の受診率により評価する。</p>	300
価格		
(1)参考見積額 (2)内訳	<p>・見積額の取扱いについて</p> <p>見積額には評価点を付さないが、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>①最優秀提案者を特定する際に使用することがある。</p> <p>②要求水準書にて示す本プロポーザルの予算上限額を上回る見積額を提示した場合、この見積額を提示した者は、本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った提案者の評価（採点、順位付け等）は行わない。</p>	—

※ 1 「提案者の実績」については、実績に基づき自動的に採点され、選定委員の数によらず300点を上限とする。